

地域担当職員制度概要

1. 施行予定（職員配置及び業務開始）

平成28年4月1日より

2. 目的

地域と行政をつなぎ、地域課題を共有するとともに、その課題解決のため地域の活動に参加し、支援する。

3. 主となる拠点施設

恵庭市市民活動センター（交流プラザ まなび館）

住所：恵庭市緑町2丁目2-2

電話：34-7000

FAX：34-7008

4. 地域区分毎の配置職員、活動拠点

地域区分 (地区連別)	配置される職員		地区毎の活動拠点	備 考
	専任職員	兼務職員		
恵庭地区 和光地区 東恵庭地区 若草地区 柏地区	地域担当主幹	若干名	市民活動センター	
恵み野地区	恵み野出張所長	若干名	恵み野出張所	
島松地区 島松農村地区	島松支所長	若干名	島松支所	

5. 業務内容

町内会と恵庭市の関係	業 務 内 容
恵庭市による町内会支援	町内会からの相談対応及び解決に向けた支援
	町内会総会等会議資料の作成支援
	町内会行事への支援・参加
	恵庭市の各種施策、計画等の町内会への情報提供
	地区町内会連合会会議への参加
	町内会連合会事務局担当
恵庭市の地域課題の把握	町内会情報の収集
	地域要望の受理・回答（「生活改善要望」を含む）
恵庭市職員間の情報共有	「地域担当者会議」への参加